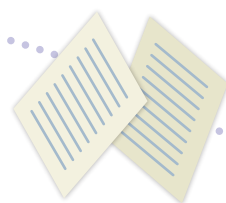




暮らしの判例



消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター相談情報部

携帯電話の発熱による低温熱傷に 製造物責任法3条の責任を認めた事例

本件は、ズボンのポケットに携帯電話を入れたまま、こたつで約2時間半過ごしたところ、左大腿部に低温熱傷を負ったため、これはポケットに収納していた携帯電話の異常発熱によるものであるとして、当該携帯電話の製造業者に対し、製造物責任法3条または民法709条に基づく損害賠償を請求した事例である。

裁判所は、同携帯電話には設計上または製造上の欠陥があるとして、製造業者に製造物責任法3条の責任を認め、第一審の判決を取り消して請求を認容した。(仙台高裁平成22年4月22日判決、『判例時報』2086号42ページなど)

原告・控訴人：X（消費者）

被告・被控訴人：Y（情報通信機器の製造・販売を目的とする株式会社）

関係者：A（携帯電話販売会社）

B（Aの社員）

事案の概要

X（当時48歳、男性）は、地方公務員で、土木関係の現場立会監督業務等を担当していた。2002年1月6日、携帯電話販売会社Aから携帯電話機（リチウムイオン電池の電池パックが内蔵されたもの。以下、「本件携帯電話」という）1台を購入し、これを使用していた。

Xは、2003年5月20日、午後8時過ぎに帰宅し、午後8時30分から午後11時頃までの間、仕事用作業着のズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れたまま、居間のこたつで晩酌をしながら夕食をとり、こたつに入った状態で酔

って居眠りをしてしまった。その後入浴し、同日午後11時10分頃就寝したが、その際、本件携帯電話は、机の上で充電中で、Xの身体に接触した状態ではなかった。

Xは、翌21日午前1時から2時頃、ヒリヒリと痛い感じがしたため目が覚めた。見ると、左大腿部にみみず腫れがあったことから熱傷（以下、「本件熱傷」という）に気づいた。それは翌朝になると水ぶくれになっていた。

Xは、熱傷部分が携帯電話機程度の大きさで、左大腿部がズボン前面左側ポケットに対応すること、ほかの原因が思い当たらないことから本件携帯電話との関係を疑った。同月31日、Aの



支店を訪れ、本件熱傷が生じたことの調査を依頼し、その後Aの支店のBからXに対する事情聴取などが行われた。

Xは急ぎの業務を抱えていたため医療機関を受診せずにいたが、Bから診断書の提出を求められたため、同年6月5日、市内の皮膚科クリニックを受診し、医師から本件熱傷について、病名「熱傷2度」、摘要「左大腿部に携帯電話の形に一致した熱傷による紅斑を認めます」との診断を受けた。

Aの系列親会社から本件携帯電話の解析依頼を受けたYは、本件携帯電話に温度の異常上昇はないので、本件熱傷は本件携帯電話が原因ではなく、別原因によると結論し、Bはこの解析結果を踏まえ、Xにその旨説明した。

この説明に納得できないXは、本件熱傷事故は本件携帯電話の設計上・製造上の欠陥または指示・警告上の欠陥あるいは過失によるものとして、Yを被告として製造物責任法3条または民法709条に基づく損害賠償の訴えを提起した。

第一審は、本件携帯電話および本件リチウムイオン電池が本件熱傷の原因であるとは認められない以上、本件携帯電話に本件熱傷事故を生じさせる設計上、製造上または警告上の欠陥があったとは認められず、本件携帯電話を製造、出荷したことについてYに過失があったとも認められないとしてXの請求を棄却した。そのためXはこれを不服として控訴していた。

理由

①Xが2003年6月5日時点において本件熱傷を負っていたことは、動かしがたい事実であるところ、Xは同年5月20日午後8時30分から午後11時頃までの間（以下、「本件時間帯」という）において、そのズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れ、被害部位であるXの左大腿部と接触する状況にあった。本件携帯電話の位置、形状は被害部位にほぼ一致すること、本件熱傷は低温熱傷であること、本件携帯電話の温度が

約44度あるいはそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続すること、すなわち低温熱傷をもたらす程度に発熱する状態（異常発熱）になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことなどの諸事情が認められる。これらを総合的に考慮すれば、本件熱傷は、本件時間帯において、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に異常発熱したために生じたもの（本件発熱が本件携帯電話に起因すること）と推認することができる。

②Yは本件熱傷が本件携帯電話から発生したとする製品起因性および本件携帯電話の欠陥を否認する。しかし、製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性およびその通常予見される使用形態からすれば、製造物責任を追及するXとしては、欠陥の主張・立証として、本件携帯電話について通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定したうえで、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではない。すなわち、本件では、欠陥の個所、欠陥を生じた原因、その科学的メカニズムについてはいまだ解明されないものであっても、本件携帯電話が本件熱傷の発生源であり、本件携帯電話が通常予想される方法により使用されていた間に、本件熱傷が生じたことさえ、Xが立証すれば、携帯電話使用中に使用者に熱傷を負わせるような携帯電話機は、通信手段として通常有すべき安全性を欠いており、明らかに欠陥があるといえるから、欠陥に関する具体化の要請も十分満たすものといえる。

③本件携帯電話は、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ず、本件携帯電話には、使用中に温度が約44度あるいはそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する（異常発熱する）という設計上または

製造上の欠陥があることが認められるとして、Xの請求を一部認容した。

解説

①本件は製造物責任法施行（1995年7月1日）後、家庭用電気製品について発生した事故に関し、製造物責任法の趣旨を踏まえメーカーの責任を認めたものとして参考になるものである。

第一審は、メーカーの責任を否定していたが、本判決はこの第一審判決を取り消して、Xの請求を認容したものである。

結論が異なった理由は、第一審判決が、Yの行った実証実験では、最大送信電力での連続通話状態でポケットに収納した場合でも、本件携帯電話は低温熱傷を発症し得る温度に達しなかったことを重視し、本件全証拠によっても本件熱傷が本件携帯電話または本件リチウム電池の発熱によって生じたことが高度の蓋然性をもって証明されているとはいえないとしたのに対し、本件判決は、製造物責任法の趣旨、携帯電話の特性および通常予見される使用形態からすると、製造物責任を追及するXとしては、本件携帯電話について通常的使用方法に従って使用していたにもかかわらず身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで足りるとし、それ以上に具体的欠陥等を特定したうえで、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序までの主張立証責任を負うものではないとした点にある。

すなわち、本判決は、Xが本件携帯電話を通常使用して熱傷を負ったことは動かしがたい事実であるとし、本件携帯電話の位置、形状と本件熱傷の位置、形状がほぼ一致すること、本件携帯電話の温度が低温熱傷をもたらす異常発熱になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことから、本件熱傷は本件携帯電話が異常発熱したために生じたものと推認した。さらに、通常使用をしていたにもかかわらず、その温度が約

44度あるいはそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続して本件熱傷を生じたのであるから、本件携帯電話は、通常有すべき安全性を欠いていたとして、設計上または製造上の欠陥を認めたものである。

②本件判決は、事実上の推定を活用して、製造物責任に関しこれを肯定したこれまでの裁判例（参考判例②、④および異物混入ジュース喉頭負傷事件（名古屋地裁平成11年6月30日判決）など）の流れを踏襲するものであり、本判決は製造物責任法の趣旨から、事実上の推定を活用し、通常使用していて異常な損害を負った場合にはその製造物の欠陥を推認することを認めた判例ということができる。

なお、本判決の後、Yが上告したが、最高裁平成23年10月27日決定で上告が棄却され、本判決が確定している。

参考判例

本判決の第一審として

- ①仙台地裁平成19年7月10日判決
（『判例時報』1981号66ページ）

電気製品について製造物責任を認めた判例として

- ②カラーテレビ発火焼損事件
大阪地裁平成6年3月29日判決
（『判例時報』1493号29ページ）
- ③カラーテレビ発火死亡事件
大阪地裁平成9年9月18日判決
（『判例タイムズ』992号166ページ）
- ④業務用冷凍庫発火事件
東京地裁平成11年8月31日判決
（『判例時報』1687号39ページ）

製造物責任法上の責任を認めた判例として

- ⑤電気ストーブ化学物質過敏症罹患事件
東京地裁平成20年8月29日判決
（『判例時報』2031号71ページ）